

施術所を開設される開設者、及び従事される施術者の本人確認を運転免許証などで行うこととなりました。

平成 26 年 6 月 2 日から施術所に関する届出については以下のような取扱いになります。

■資格等の確認内容（2 と 3 が新たに追加されます。）

1. 業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の各免許証の原本提示とその写しの添付
2. 開設者（法人の場合を除く）の本人確認書類（運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など）の原本提示とその写しの添付
3. 業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など）の原本提示とその写しの添付

※3 についてやむを得ず、本人確認書類の原本提示ができない場合は、開設者名で原本証明をした本人確認書類の写しを提出してください。

労災申請時の費用請求書についてのお知らせ

以前より労災の費用請求書（業務災害用（様式第 7 号（3））・通勤災害（様式 16 号の 5（3））を本会にてお渡ししておりましたが、在庫が残り少なくなっています。

以降は厚生労働省のホームページよりダウンロードしたものをご使用下さい。

※本会のホームページからもダウンロードができるようになりました。

トップページ画面左側の医療保険についてをクリック→画面中央部あたりに以下の内容にて掲載。

保険に関する各種書式 [ダウンロード](#)

行政・団体名等	該当ページ
厚生労働省	<p>※以下の様式をダウンロード前に「<u>注意事項</u>」を必ずご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇（OCR 様式）療養補償給付たる療養の費用請求書（柔整） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務災害用（様式第 7 号（3））</u> ◇（OCR 様式）療養給付たる療養の費用請求書（柔整） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通勤災害用（様式第 16 号の 5（3））</u>

インターネット環境がなくダウンロードできない場合は、本会までお問い合わせ下さい。

大阪柔整だより

ダイジェスト版

違法広告の指導に関する行政調査開始について

このたび、厚生労働省や大阪府より「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった違反広告が増加していることから、違反広告のある施術所の開設者に対する指導を徹底する旨の通知がありました。

このような状況を踏まえ、各都道府県等において違反広告の指導状況を把握するため、標記「広告指導に関する調査」が 4 月 1 日より実施されております。大阪市においては担当者が施術所に赴き写真撮影等を実施し、実態を把握した上で指導を行うとの情報も入っております。

先生方におかれましては、ご自身の施術所が下記「指導対象と思われる広告」に該当するような場合には、早急に改善をお願いいたします。(別紙資料参照)

《 指導対象と思われる広告 》

- ・交通事故専門
- ・むち打ち専門
- ・肩こり
- ・スポーツ障害(外傷)
- ・マッサージ
- ・疲労回復
- ・神経痛
- ・関節痛

【参 考】柔道整復師法(広告の制限 第 24 条)

- ①柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ②施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③施術日又は施術時間
- ④ほねつぎ(又は接骨)
- ⑤医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請においては医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- ⑥予約に基づく施術の実施
- ⑦休日又は夜間における施術の実施
- ⑧出張による施術の実施
- ⑨駐車設備に関する事項

保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
	新設	GE健康保険組合 06139745	H26年4月1日
	新設	HGST健康保険組合 06139752	H26年4月1日
	新設	共愛会健康保険組合 06401202	H26年4月1日
日本金属工業健康保険組合 06232235 日新製鋼健康保険組合 06134076	合併	日新製鋼健康保険組合 06134076	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 北海道東北ブロック事務所支部 31040215	名称変更	厚生労働省第二共済組合 北海道東北グループ支部 31040215	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 関東信越ブロック事務所支部 31131832	名称変更	厚生労働省第二共済組合 関東信越グループ支部 31131832	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 近畿ブロック事務所支部 31270218	名称変更	厚生労働省第二共済組合 近畿グループ支部 31270218	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 中国四国ブロック事務所支部 31340201	名称変更	厚生労働省第二共済組合 中国四国グループ支部 31340201	H26年4月1日
アサヒビール健康保険組合 06131882	名称変更	アサヒグループ健康保険組合 06131882	H26年4月21日

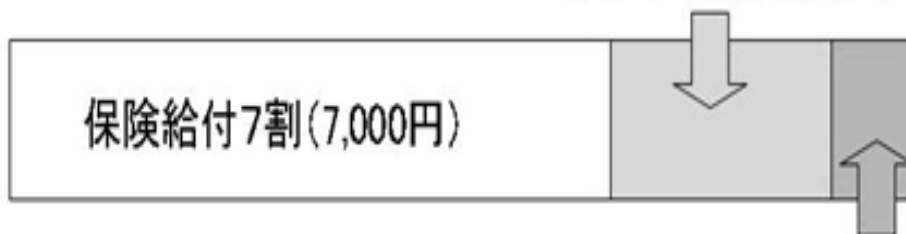
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。